

利用できる制度一覧（療育手帳A1・A2）

令和8年8月版

	制度項目	制度内容 ※詳細は障害福祉ガイドブックを参照	手続きする場所	必要なもの	注意事項
医療・手当等	重度障害者医療費助成制度	保険適用範囲内の医療費を助成(診察代・薬代・検査代も含む) ※入院中の食費・部屋代・雑費代は助成対象外	障がい福祉課 窓口 担当：障がい福祉係 (33-1461)	☐ 療育手帳 ☐ 資格確認書または資格情報のお知らせ ※いずれもお持ちでない場合は、個人番号（マイナンバー）を利用して市が情報照会することをご了承ください。 ☐ 認印（スタンプ印不可） ☐ マイナンバーカードまたは通知カード	※初回申請の方は、手帳判定年月日から受給者証が発行されるまでの医療費の領収書により償還払いができます。 ※対象となった方には、手続き後、毎年6月末までに新しい医療証が発行されます。（自動更新） ※生活保護を利用されている方は対象外。
	障害児福祉手当 (20歳未満)	日常生活において常時介護を必要とする在宅重度障がい児（20歳未満）に支給。 ・A1かつIQ20以下の判定結果が出た方は、その結果のみで申請できます。 ・その他の方については、詳細を市のホームページにてご確認ください。	障がい福祉課 窓口 担当：障がい福祉係 (33-1461)	※詳細や提出書類は市のホームページを確認の上、ご不明な点があれば担当にお問い合わせください。 ※A1かつIQ20以下で申請される場合は、診断書は不要です。	※支給要件、対象となる障がいの程度などは、市のホームページに詳細を掲載しておりますので、ご確認ください。 【ページの見つけ方】 市ホームページTOP>小田原で暮らす>福祉・健康>障がい者支援>手当・年金>障害児福祉手当について
	※20歳以上の場合は、特別障害者手当という制度があります。詳細は市のホームページをご覧ください。（【ページの見つけ方】市ホームページTOP>小田原で暮らす>福祉・健康>障がい者支援>手当・年金>特別障害者手当について）				
	神奈川県在宅重度障害者等手当	基準日（申請年の8月1日）時点で次のいずれかに該当する方を対象に、年額6万円を支給 ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のうち2つ以上を所持している方（手帳の組み合わせについては、指定がございますので、詳細はガイドブックをご確認ください。） ・特別障害者手当を受給している方 ・障害児福祉手当を受給している方	障がい福祉課 窓口 担当：障がい福祉係 (33-1461)	☐ 障害者手帳（身体・療育・精神） ☐ 預金通帳（本人名義） ☐ マイナンバーのわかるもの	※在住要件・在宅要件・年齢要件・所得要件がありますので、詳細や提出書類はガイドブックをご確認の上、ご不明な点があれば障がい福祉課にご相談ください。
	小田原市心身障害児福祉手当 (20歳未満)	市内に住所を有する20歳未満の障がい児の保護者に支給 次のいずれかに該当する方が対象です。 ・身体障害者手帳1級～4級の手帳交付を受けている児童の保護者 ・知能指数50以下（中等度）の判定を受けている児童の保護者 （※神奈川県の療育手帳の場合、A1～B1相当） ・精神障害者保健福祉手帳1級、2級の手帳交付を受けている児童の保護者	障がい福祉課 窓口 担当：障がい福祉係 (33-1461)	☐ 障害者手帳（身体・療育・精神） ☐ 預金通帳（保護者名義） ☐ 認印（スタンプ印不可）	※詳細や提出書類はガイドブックをご確認の上、ご不明な点があれば障がい福祉課にご相談ください。 ※障害児福祉手当と重複はできません。 ※申請時に、保護者が1年以上小田原市に在住していることが必要です。
	特別児童扶養手当	精神又は身体に中程度以上の障害のある20歳未満の児童を家庭で監護している人が受けることのできる手当。（所得制限あり）	障がい福祉課 窓口 担当：障がい福祉係 (33-1461)	A1、A2の療育手帳をお持ちの方は申請できます。 ※受給申請者、対象児童、配偶者及び扶養義務者のマイナンバーが必要です。 ※受給申請者の通帳またはキャッシュカードが必要です。 ※受給申請者と振込口座の名義人は、保護者のうち所得の高い方になります。	※詳細や提出書類はガイドブックをご確認の上、ご不明な点があれば障がい福祉課にご相談ください。 ※すでに受給されている方（手当額が2級の方）で、B級からA級に等級変更があった方は、手当額の増額手続きができますので、障がい福祉課にご相談ください。
税制上の優遇措置	所得税の障害者控除	特別障害者控除(40万円控除) ※同居の場合、35万円加算	小田原税務署 (35-4511)		※障害者控除は、手帳を交付された年の年末調整や、公的年金等の受給者の扶養親族等報告書またはご自身で申告をする際に控除申請を行ってください。 ※手帳の申請から交付までに年をまたぐ場合は、市民税課（9番窓口）にご相談ください。
	住民税の障害者控除	特別障害者控除(30万円控除) ※同居の場合、23万円加算	市民税課 (33-1351)		
	相続税の障害者控除	特別障害者控除（85歳に達するまでの1年につき20万円を控除）	小田原税務署 (35-4511)		
	マル優（少額預金等利子非課税）制度	本人が預け入れた350万円以下の預貯金及び少額公債の利子等が非課税になる	ご利用の各金融機関		※ご利用の各金融機関にお問い合わせください。
	自動車税（軽自動車税）の減免	自動車税減免	小田原県税事務所 (合同庁舎2階 32-8000)	☐ 療育手帳 ☐ 運転免許証 ☐ 車検証	※障がい者1人につき1台のみ。営業車は対象外。 ※自動車税の減免を受けた方は、福祉タクシー券の交付を受けることができません。 ※軽自動車の申請期間は、納税通知書送付後（5月初旬）～納期限（5月末）。
軽自動車税減免		市税総務課 (33-1343)	※その他状況によりご用意いただくものがありますので、詳細については、各手続き場所にお問い合わせください。		
公共料金の割引等	有料道路通行料の割引	有料道路通行料5割引	障がい福祉課 窓口 担当：障がい福祉係 (33-1446) ※ETC利用の方はマイナンバーによるオンライン申請が可能	☐ 療育手帳 ☐ 運転免許証（障がい者本人が運転する場合のみ） ☐ 車検証（電子車検証の場合はA4サイズの「自動車車検証記録事項」も必要） ☐ 割賦契約書又はリース契約書（ローン又は長期リースの場合のみ） ETC利用の方（上記に加えて） ※マイナンバーを利用したオンライン申請も可能となりました ☐ ETCカード（満18歳以上は障がい者本人名義。未成年の場合は親権者名義） ☐ ETC車載器セットアップ申込書・証明書	※本人あるいは介護者が運転し、障がい者が同乗する自動車等が対象です。 ※レンタカーや、本人以外の車でも有人レーンでの割引が受けられます。 ※最長2年更新で、期限満了の2か月前から更新の手続きが可能です。 ※ローンを完済されている場合は、車検証の所有者の名義変更を行ってから手続きをしてください。
	J R、公営・民営鉄道 地下鉄運賃の割引	・単独乗車 片道100kmを超える場合の普通乗車券が5割引 ・介護者付き乗車（介護者1名まで） 本人・介護者とも普通乗車券、定期券、回数券、普通急行券（特別急行券を除く）が5割引	各交通機関窓口	☐ 療育手帳	※療育手帳を提示の上、駅窓口で割引適応の乗車券及び定期券を購入してください。 ※小児の定期券は割引がありません。本人が小学生・中学生・高校生の場合、大人通学定期券の5割引になります。介護者が定期券を購入される場合、通勤定期券となります。 ※12歳以上の対象者が介護者とともに乗車する場合、療育手帳を提示の上、駅窓口または券売機で小児用普通乗車券を購入し、駅改札係員に手帳を提示して利用してください。 ※ICカード利用時は、自動改札機にタッチして入場し、出場駅では、ICカードを提示して利用してください

利用できる制度一覧（療育手帳A1・A2）

令和8年8月版

	制度項目	制度内容 ※詳細は障害福祉ガイドブックを参照	手続きする場所	必要なもの	注意事項
公共料金 の割引等	福祉タクシー利用券	初乗り運賃相当額を助成 （福祉有償運送事業者を利用した場合は上限500円を助成）	障がい福祉課 窓口 担当：障がい福祉係 （33-1461）	☐ 療育手帳	※自動車税の減免を受けた方は、福祉タクシー券の交付を受けることができません。 ※施設への入所・病院などへ3ヶ月を超えて入院をしている方は対象外です。 ※障がい福祉課と高齢介護課で両方の交付要件を満たしている方は、障がい福祉課で交付します。 ※すでに高齢福祉課でタクシー券の交付を受けている方は、そのまま在宅高齢者福祉タクシー利用券を利用してください。 ※県内のタクシー会社では、身体障害者手帳を提示すると、料金が1割引になる会社もあります。 （割引適用については各会社にお問い合わせください。）
	バス運賃の割引	・乗車運賃5割引 ※定期（12歳以上のみ）3割引	手続き不要 ※バス乗車時に手帳を提示してください。		※詳しくは各バス会社にご確認ください ※運賃割引者証（バス券）の発行を希望する場合は、療育手帳をお持ちになって、障がい福祉課の窓口までお越しください。
	NHK放送受信料の減免	・全額免除 知的障がい者と判定された方のいる世帯で、世帯全員が市民税非課税の場合 ・半額免除 世帯主が重度の知的障害で、受信契約者である場合	障がい福祉課 窓口 担当：障がい福祉係 （33-1446）	☐ 療育手帳 ☐ 認印（スタンプ印不可）	※NHK視聴者コールセンター 0570-077-077
	水道料金の減免	県営水道利用料金の減免	県企業庁水道局 （0463-73-6122）		※橘地区、国府津の一部の地区の県営水道利用者が対象。
	携帯電話基本使用料の割引	基本使用料や通信料等の割引	各携帯会社		※事前に各社へお問い合わせください。
	レンタカー使用料の割引	各社にお問い合わせください	ご利用のレンタカー各社		※事前に各社へお問い合わせください。
	公共・文化施設の利用料等の割引	各施設にお問い合わせください	各施設		※事前に各施設へお問い合わせください。
その他のサービス	住宅設備改良に対する助成	浴室、便所、玄関、台所、廊下などを改良する費用を助成（助成限度額80万円） ※助成の可否については、事前に要相談 ※障害の内容に応じた既存住宅設備の改良が対象	障がい福祉課 窓口 担当：障がい者支援係 （33-1468）	I 工事前 ☒ ☐ 療育手帳 ☐ 認印 ☒ ☐ 工事見積書（社印・代表者印の押印・代表者名の記載必須） ☒ ☐ 家主の承諾書（借家の場合のみ） ☐ 預金通帳（本人名義） ☐ 工事の見取り図 ☐ 工事前の写真 II 工事後 ☐ 完成届 ☐ 請求書 ☐ 業者からの請求書 ☐ 工事後の写真 ☒	※障がい者の属する世帯について1回限り。 ※介護保険から給付が受けられる場合は、介護保険制度が優先。
	日常生活用具費の給付	在宅の重度障害者（児）の日常生活の利便を図るため、日常生活用具費の一部助成基準となる額までの1割が自己負担	障がい福祉課 窓口 担当：障がい者支援係 （33-1468）	☐ 療育手帳 ☐ 見積書 ☐ 購入希望用具のカタログ（コピー可） ☐ 公的年金等の金額を確認できる書類（市民税非課税の方のみ） ☐ 世帯全員の課税・非課税証明書（今年の1月1日以降に転入された方）	※一定以上の所得がある世帯は助成対象外。 （18歳未満を対象とした給付には、所得制限はありません。） ※介護保険から給付が受けられる場合は介護保険制度が優先。 ※事前申請が必要です。（購入後の申請は対象外）
	重度障害者配食サービス	在宅の重度障がい者で日常生活に支障のある方が一食500円で配食されるサービス	障がい福祉課 窓口 担当：障がい者支援係 （33-1468）	☐ 療育手帳	※事前に小田原市社会福祉協議会で食券を購入する必要があります。
	重度障害者緊急通報装置の貸与	単身または重度障がい者のみの世帯に緊急通報装置を貸与	障がい福祉課 窓口 担当：障がい給付係 （33-1466）	☐ 療育手帳	※65歳以上の単身または65歳以上のみの世帯の方で、介護保険の要介護認定で要介護3～5と認定を受けた方は、高齢介護課（33-1841）にお問い合わせください。
	駐車禁止の規制対象からの除外	①道路標識等で駐車禁止されている場所 ②パーキングメーター又はパーキングチケット設置区間	小田原警察署交通課 （32-0110）	☐ 障害者手帳の写し（確認のため原本必要） ☐ 障がい者本人の住民票の写し	※代理申請される場合は、他に書類を求められることがあるため、事前に電話で確認が必要。
	神奈川県心身障害者扶養共済制度（しょうがい共済）	障がいのある方を扶養している保護者が一定の掛金を納めることで保護者に万一のことがあった場合、障がいのある方に終身一定額の年金を支給	障がい福祉課 窓口 担当：障がい福祉係 （33-1461）	☐ 障害者手帳（身体・療育・精神） ☐ 認印（スタンプ印不可）	※場合により必要書類が異なりますので、事前に担当の係までお問い合わせください。
	避難行動要支援者所在マップ	災害時に救出及び避難誘導をするため、要支援者を所在確認するためのマップに掲載	福祉政策課 担当：福祉政策係 （33-1863）		